

# 平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

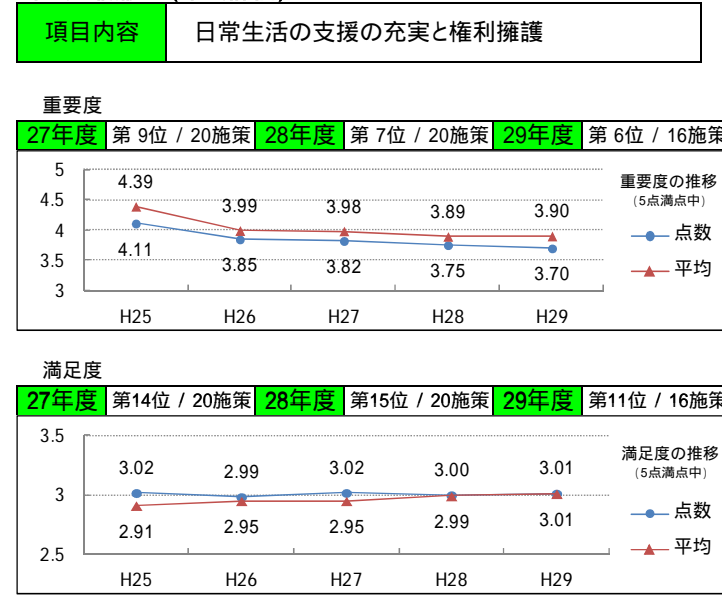
## 1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合		44.1 %	29.0	37.3	32.3	39.0	34.5		78.2%
B グループホームの利用者数		391 (H32)	197	217	243	264	279		71.4%
C 成年後見制度利用支援事業の利用者数		53 人	11	15	15	15	36		67.9%
D									
E									

## 3 市民意識調査(市民評価)



## 4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 新規	グループホーム等新規開設サポート事業
2	
3	
4	
5	

## 平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 新規	障害者安心生活支援事業
2 新規	重症心身障害者通園事業体制維持補助金
3 拡充	障害者虐待防止対策事業
4	
5	

## 平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	総合戦略
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> 日常生活の支援の充実と権利擁護</p> <p>【適正なサービスの給付等】                      (目的) 日常生活を営むために必要な福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果) 障害福祉サービスについては、訪問系サービスのうち、短期入所を除く居宅介護等の利用者数は増加傾向にあり、平成29年度は1,645人となっている(参考:障害福祉サービス全体の支給決定者数4,236人)。                      障害福祉サービス等の給付については、給付事務を担う職員を増員して、平成27年度から「障害福祉サービス等支給決定基準」の運用を開始するとともに、平成29年10月からは新たに「移動支援事業支給決定基準」の運用も開始しており、これら支給決定基準(以下「ガイドライン」という。)の基準に即した支給決定やシステムを活用した請求審査を実施している。なお、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会を開催して意見を伺うなどし、利用者の心身の状況等に応じた適正なサービスの提供に向けて取り組んでいる。(目標指標A)                      (課題) 障害福祉サービス等の給付については、ガイドラインの趣旨や内容が十分に理解されていない事例もあることから、引き続き、利用者や事業者に対して周知を図り、適正なサービス提供に繋げていく必要がある。                      サービス支給件数の増加や度重なる制度変更等に伴い、誤った請求の件数も増加しているため、その対応が課題となっている。また、就労継続支援や放課後等デイサービスについては、全国的に事業所数が急激に増加していることに伴い、不適切な支援事例や利潤を追求し支援の質が低い事業所の報告も増加しているため、支援内容の適正化や質の向上が求められている。                      障害児通所支援事業所の指定権限については、平成31年度に兵庫県から委譲されることとなっている。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】                      (目的) 地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果) グループホームについては、これまでも国の補助制度を活用するなどし、整備の促進に努めてきており、平成29年度の利用者数は279人となっている。(目標指標B)                      障害のある人の地域生活の支援については、平成29年度から「障害者安心生活支援事業」を委託実施し、「緊急時の受け入れ・対応」や「地域の体制づくり」の機能を確保するとともに、その他必要な機能については、「基幹相談支援センター」をはじめとした地域の複数機関が分担することで、本市における「地域生活支援拠点(面的整備型)」を整備した。当該事業により配置したコーディネーターが、グループホームや短期入所の事業所を直接訪問し、聞き取り調査等を行うことで運営状況等の把握に取り組んだ。また、これら指定事業所のネットワーク会議を立ち上げて、事業所間の情報共有や連携強化を図るとともに、利用状況の把握や情報提供の方法等についても協議を進めてきた。                      (課題) グループホームについては、施設等から地域生活への移行や保護者の高齢化による「親亡き後」の生活を見据えて、一層の整備促進が必要となっている。特に、重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備が求められている。                      「地域生活支援拠点」については平成29年度に整備したところであるため、今後、課題の検証等を進めていく中で、拠点が持つ機能を高めていくとともに、グループホームや短期入所等が必要な時に利用できるよう、指定事業所や関係機関との一層の連携強化に取り組む必要がある。</p> <p>【権利擁護】                      (目的) 権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果) 成年後見制度については、平成30年1月の保健福祉センター開設にあわせて「成年後見等支援センター」を2か所に増設し、相談体制を強化している。なお、成年後見制度利用支援事業の利用者数は、前年度より増加し、平成29年度は36人となっている。(目標指標C)                      障害者虐待の防止対策については、平成30年1月に開設した保健福祉センターに「障害者虐待防止センター」を設置するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制を確保した。なお、平成29年度の通報・相談件数は21件となっている。                      (課題) 成年後見制度の潜在的なニーズがあるものと考えられるため、相談支援事業所など関係機関との一層の情報共有が必要である。                      障害者虐待の防止対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められている。                      障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めているが、その認知度は依然として低い状況が続いている。</p>	

平成30年度の取組
<p>【適正なサービスの給付等】                      障害福祉サービス等の給付については、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。                      利用者への適正なサービス提供の確保については、引き続き、事業所説明会や事業所への実地指導を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組むとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行うなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。これらの取組に加え、平成31年度の権限委譲に向けた指導監査体制の整備に取り組んでいく。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】                      グループホームの整備促進に向けては、新たに「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、開設時の初度備品や消防設備の設置費用等の一部補助を行うこととしており、引き続き、市内の利用(待機)状況や利用ニーズ等の把握に努めながら、新たな補助事業を有効に活用することで、市内開設の促進を図っていく。                      障害のある人の地域生活の支援については、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、委託法人や地域の関係機関等との協議を進めていく。特に、必要な時にグループホーム等の利用ができるよう、指定事業所の利用状況等の情報提供に取り組むほか、ネットワーク会議を定期的開催し、事業所間の情報共有や連携強化を図っていく。</p> <p>【権利擁護】                      成年後見制度については、「成年後見等支援センター」において、引き続き、活動支援や制度の普及・啓発等に一体的に取り組むとともに、相談支援事業所等との連携を密にして、制度を必要とする人の支援につなげていく。                      障害者虐待の防止対策については、「障害者虐待防止センター」において、引き続き、専門性や即応性を有する人材の確保・育成に努めるとともに、夜間・休日の場合であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組んでいく。また、ホームページやパンフレット等により、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図るとともに、虐待防止の意識の醸成に努めていく。</p>

新規・拡充の提案につながる項目
<p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】                      特に重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備については、引き続き、市内の利用(待機)状況や利用ニーズのほか、法人(事業者)の開設意向等も把握した上で、本市の整備方針等を策定し、国の補助制度等も活用しながら計画的な整備を目指していく。</p>
改善・歳入確保・事業見直しの提案につながる項目

## 6 施策評価結果


# 平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 08 - 02

## 1 施策の基本情報

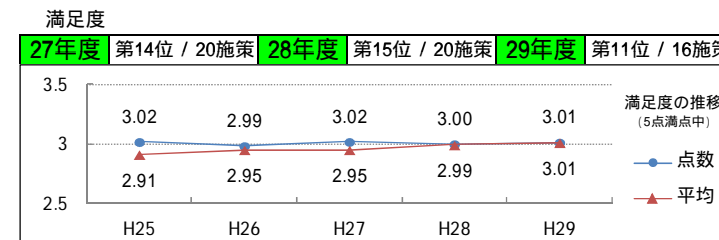
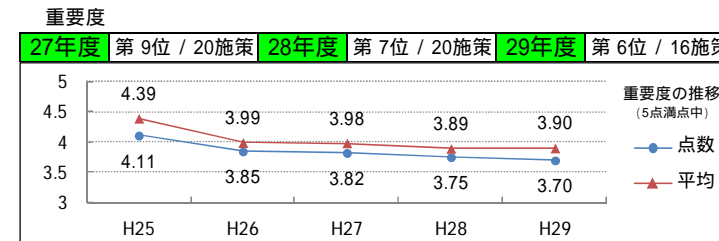
施策名	08 障害者支援	展開方向	02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率		100 %	-	2.0	14.1	22.3	42.1		42.1%
B 委託相談支援事業所における延べ相談回数		- 回	14,302	17,581	17,826	19,020	20,313		-
C 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数		- 人	133	156	213	230	222		-
D									
E									

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	相談体制の充実とネットワークの構築
------	-------------------



## 4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	

## 平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	相談体制の充実とネットワークの構築
総合戦略	-
<p><b>【相談体制の充実】</b>                      (目的)日常生活やサービス等に係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果) 相談支援については、平成29年度から「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施し、一部の業務を委託することで、相談支援体制の強化を図ることに加え、夜間・休日の緊急相談に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、平成30年1月に開設した保健福祉センターを地域の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター」として位置付けた。                      委託相談支援事業所(7事業所)の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、平成29年度は20,313回と依然として増加傾向にある。また、委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数は、近年ほぼ横ばいの人数で推移しており、平成29年度は222人となっているが、現体制の中でその対応や支援にあたった。(目標指標B・C)                      委託相談支援事業所における支援力の向上を図るため、「あまがさき相談支援連絡会」を定期的に開催して、事業所間の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図った。                      「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」(以下「利用計画」という。)の作成を促進していくため、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となり、相談支援事業所の担当者や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んだ。その結果、平成29年度末の利用計画の作成達成率は42.1%(全支給決定者・児5,214人に対して2,197人を作成)と大幅に増加した。(目標指標A)                      (課題) 委託相談支援事業所における相談回数は年々増加傾向にあり、また、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談支援のニーズは高まっていくことが見込まれる。                      相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。                      利用計画の作成達成率は増加しているが、本来、全支給決定者・児への作成が必須であるため、引き続き、「基幹相談支援センター」や委託相談支援事業所が中心となり、達成率の更なる増加に取り組む必要がある。</p> <p><b>【ネットワークの構築等】</b>                      (目的)地域の支援体制等の協議を行うネットワークの構築等により、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果) 障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会を設置し、「らし」、「しごと」、「こども」、「ガイドライン」をテーマにした4つの部会等を定期的に開催することで、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に係る課題等の共有を図った。なお、本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が本協議会の事務局となり、これら部会等での協議を通じて、関係機関とのネットワークの強化に努めた。                      平成29年度から「相談支援」、「就労支援」、「地域生活支援」の中核を担う支援機関の設置や機能強化を図っており、それぞれの支援機関が中心となって指定事業所等の連絡会やネットワーク会議を定期的に開催することで、情報共有や連携強化を図るための協議を進めてきた。                      「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」については、計画の推進状況を把握するため、「PDCAサイクル」を導入し、毎年度、障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会で意見を伺うなどの方法により、評価等の妥当性の検証や必要な改善等について検討を進めてきた。また、これらの検討内容も十分に踏まえながら、平成29年度は、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の一部改正等に対応した「尼崎市障害福祉計画(第5期)」を策定した。                      (課題) 「尼崎市障害福祉計画(第5期)」で規定した「医療的ケア児への適切な支援」に向けては、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う「協議の場」を設置する必要がある。</p>	

平成30年度の取組	
【相談体制の充実】	委託相談事業所の知識や支援力の向上については、引き続き、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員等も参画し、定期的に連絡会や意見交換会を開催することで、本市の相談支援体制のあり方や方向性等の共有を図り、一層の連携強化に取り組んでいく。また、より効果的な研修会等を企画・実施していくことで、相談員のスキルアップ等に繋げていく。 利用計画の作成促進に向けては、相談支援事業所の人材育成や連携強化など、「基幹相談支援センター」が担うべき機能や業務が円滑かつ効果的に進むよう、引き続き、委託法人とも連携を密に図りながら、事業所向けの研修会や連絡会等を定期的に開催していく。また、質の高い計画相談支援や作成達成率の一層の向上を図っていくためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が不可欠であるため、今後の進め方や方向性等について、各事業所と協議を重ねていく。
【ネットワークの構築等】	本市の障害者施策の推進に向けては、引き続き、「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、各会議体の活性化やより横断的な取組等についても検討していく。 医療的ケア児への適切な支援に向けた「協議の場」については、今年度末までに市単独または阪神南圏域で設置する必要があるため、今後、兵庫県や圏域各市と協議・検討するとともに、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、保育所、特別支援学校など関係機関による協議を進めていく。
新規・拡充の提案につながる項目	【相談体制の充実】 増加する相談件数への対応や利用計画の作成の促進に向けて、委託相談支援事業所の体制強化等について検討を進めていく。
改善・歳入確保・事業見直しの提案につながる項目	

## 6 施策評価結果

<p>評価結果</p>	
-------------	--

# 平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 08 - 03

## 1 施策の基本情報

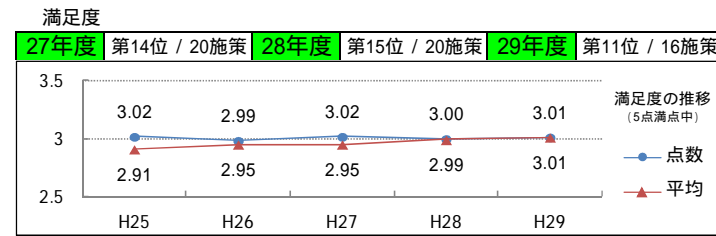
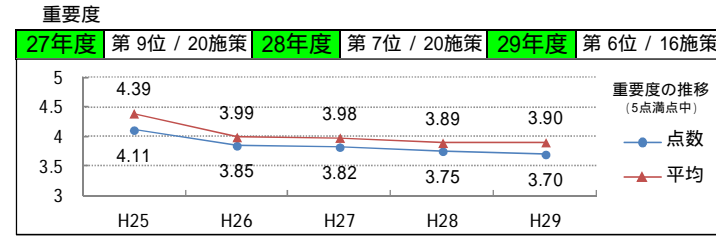
施策名	08 障害者支援	展開方向	03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
担当当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (H34)		実績値					進捗率 (H29)
		数	人	H25	H26	H27	H28	H29	
A 委託就労支援機関を通じた就労者数		55	人	35	30	36	44	35	63.6%
B 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数		12 (H32)	件	4	5	6	8	7	58.3%
C 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数		80	人	26	30	43	50	39	48.8%
D									
E									

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活での交流の支援 社会参加の促進 働く場の確保
------	-------------------------------



## 4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 障害者就労支援事業
2	拡充 意思疎通支援事業
3	新規 手話言語普及啓発事業
4	新規 自発的活動支援事業
5	

## 平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 障害者IC乗車証交付事業
2	拡充 障害者就労支援事業
3	新規 日常生活用具給付等事業
4	拡充 意思疎通支援事業
5	改革 障害者移動支援事業

## 平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	新規 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業
2	
3	
4	
5	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)		総合戦略	
行政が取り組んでいくこと	日常生活での交流の支援	-	
<p>【交流・活動支援】                      (目的) 地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。                      (成果) 地域交流の場となる「市民福祉のつどい」については、平成29年度から「提案型事業委託制度」によりイベントの活性化を図った。障害福祉関係の施設だけでなく一般店舗も参加したことや、ソーシャルネットワークサービスを活用した広報を行ったこと等により、来場者数は大幅に増加し、新たな交流が生まれた。                      障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援する「自発的活動支援事業」については、事業の創設を求める声が多く、また、平成25年度から地域生活支援事業の必須事業となっているため、施策の早期実施に向けて取り組んだ。                      (課題) 「提案型事業委託制度」による「市民福祉のつどい」の開催は初めての試みであったことから、事業運営や会場レイアウト等に課題が出ているため、改善に向けて取り組む必要がある。</p>			
行政が取り組んでいくこと	社会参加の促進	-	
<p>【差別解消・コミュニケーション支援】                      (目的) 差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。                      (成果) 障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修を開催するとともに、地域の関係者を対象とした「市政出前講座」も実施した。また、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、啓発用リーフレットの改定等に取り組んだ。                      意思疎通支援事業の派遣実績は、平成29年度で1,346件・81人と増加傾向にある。また、担い手となる支援者の確保に向けて、手話通訳者の養成に係る全ての講座(3講座)を毎年度受講できるよう、事業を実施した。                      聴覚障害のある当事者や意思疎通支援者等と協議・検討を重ね、平成29年12月に「尼崎市手話言語条例」を制定・施行した。また、南北の保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、両センターや各支所にタブレット端末等を設置し、窓口に来られた聴覚障害のある人等と市役所にいる手話通訳者をビデオ通話で繋ぐなど、意思疎通に配慮した環境整備に取り組んだ。                      (課題) 対応要領が全ての職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。                      手話通訳者養成講座の受講機会を拡大しているが、未だ修了者数の増加には至っておらず、また、派遣事業の支援登録者数も横ばいの状況が続いているため、引き続き、支援者の増加に向けた取組が必要となっている。(目標指標C)                      手話言語条例については平成29年度に制定・施行したところであるため、今後、当該条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に向けた取組を進めるとともに、その他のコミュニケーション支援についても検討していく必要がある。</p>			
行政が取り組んでいくこと	働く場の確保	-	
<p>【就労支援等】                      (目的) 就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。                      (成果) 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」(以下「センター」という。)の支援員を平成29年度から1名増員(計5名)し、特に就労定着支援の充実を図った。なお、センターを通じた平成29年度の就労者数は35人となっている。(目標指標A)                      市役所内で就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」については、平成27年度からの3か年の推移をみると、利用者(チャレンジャー)18人のうち7人が一般就労に結びついており、就労意欲の向上や就労支援に寄与している。                      障害者優先調達の推進については、毎年度、市の調達目標を定めるとともに、障害者就労支援施設の取扱物品や役務の内容をリスト化してホームページ等で周知を図った。また、自立支援協議会を通じた企業イベントへの出店参加や庁内販売「尼うえるフェア」の開催に取り組んだ。                      (課題) チャレンジ事業については、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成・支援に取り組む必要がある。                      優先調達については、発注する所属や調達できる物品・役務の固定化等により、低調な実績が続いている。そのため、障害者就労支援施設の受注機会の確保・拡大に向けて更なる支援が必要であり、庁内各課の発注や市内施設の受注に対する支援の充実を図るなど、効果的に実施していく必要がある。(目標指標B)</p>			

平成30年度の取組
<p>【交流・活動支援】                      「市民福祉のつどい」については、委託事業者や従前の実行委員会、市民等との協働により取組の改善に努めるとともに、引き続き、効果的な周知・啓発を行うことで、より良いイベントとしていく。                      「自発的活動支援事業」については、地域の活動団体や自立支援協議会の意見等も踏まえながら、効果的な実施手法等を検討し、障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図っていく。                      【差別解消・コミュニケーション支援】                      「職員対応要領」や障害の理解につながる研修については、新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付け、定期的開催していく。また、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、差別事例の共有やその解消に向けた取組について協議するほか、地域への啓発を進めていくため、効果的なリーフレットの活用方法等についても検討していく。                      意思疎通支援事業については、手話通訳養成講座に「通訳」を新たに開講し、通訳者のレベルアップや実践力の向上を図るとともに、コーディネート機能の向上にも取り組んでいく。                      手話の理解や普及等に向けては、啓発用のパンフレット等を作成・配布するほか、市民等向けの簡単な手話講習会を開催していく。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に向けても検討していく。                      【移動支援等】                      移動支援事業については、引き続き、運用見直しによる影響や効果を検証し、自立支援協議会において評価等を行っていく。また、重度の知的・精神障害のある利用者を、専門のヘルパーが支援する「行動援護」へ移行させていくなど、適切なサービスの提供に向けても取り組んでいく。                      【就労支援等】                      「障害者就労チャレンジ事業」については、「障害者就労支援事業」に統合・拡充し、新たな執務スペースを確保してチャレンジャーの受入人数を拡大するとともに、就労実習の指導員を新たに配置するなど、より効果的な支援となるよう取り組んでいく。                      優先調達については、本市の受注実績を向上させるため、発注の事務手続きをマニュアル化し、庁内に一層の周知を図っていく。また、障害者就労支援施設の受注機会の確保・拡大に向けては、「障害者就労支援事業」を拡充し、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや発注先の開拓、受注施設のコーディネーター、販促活動等の支援を行うとともに、引き続き、自立支援協議会とも連携を図りながら取組を進めていく。</p>

新規・拡充の提案につながる項目
<p>【差別解消・コミュニケーション支援】                      手話の理解や普及等に向けては、手話を使用した市政情報の発信等について、新たな方策等を検討していく。</p>
改善・歳入確保・事業見直しの提案につながる項目

## 6 施策評価結果
